

議案第 21 号

世田谷区教育財産管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 22 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

令和 6 年 4 月 1 日付け組織改正に伴い、世田谷区教育財産管理規則を一部改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育財産管理規則の一部を改正する規則

世田谷区教育財産管理規則（昭和40年3月世田谷区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「規定する課」の次に「及び担当課」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区教育財産管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区教育財産管理規則 昭和40年3月31日世教委規則第4号 <u>令和6年3月27日世教委規則第●号</u> 省略 (教育財産の管理) 第2条 学校その他の教育機関の長及び課（世田谷区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号）第2条第1項に規定する課<u>及び担当課</u>をいう。以下同じ。）の長（以下「教育機関の長等」という。）は、教育財産の管理を行う。 省略 <u>附 則（令和6年3月27日世教委規則第●号）</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u>	○世田谷区教育財産管理規則 昭和40年3月31日世教委規則第4号 省略 (教育財産の管理) 第2条 学校その他の教育機関の長及び課（世田谷区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号）第2条第1項に規定する課をいう。以下同じ。）の長（以下「教育機関の長等」という。）は、教育財産の管理を行う。 省略